

輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領

制 定 平成21年7月1日 21総食第102号
最終改正 令和7年9月1日 7農産第2460号
農産局長通知

政府による輸入麦の買入れ・保管・販売等は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）第42条及び第43条並びに第44条の規定によって準用する第33条並びに飼料需給安定法（昭和27年法律第356号。以下「飼安法」という。）第4条の規定に基づき行うものとし、その具体的な手続はこの要領の定めるところによる。

第1章 一般輸入麦の政府買入れ（食糧法第42条）

第1 買入対象麦

- 農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）は、食糧法第41条の麦の需給に関する見通し（以下「需給見通し」という。）の範囲内で、国内産麦で不足するもの及び品質的に国内産麦で対応できないものについて、食糧用小麦（以下「輸入麦」という。）の買入れを行う。
- 農産局長は、第7の1の各号に定める要件を満たしていると確認したものを買入れる。

第2 買入委託業務の内容

- 農産局長は、第4の17の(2)における契約の相手方（以下「買入受託者」という。）に輸入麦の買入れを委託する。
なお、農産局長がこの基本要領に基づき委託する業務は次のとおり。
 - 輸出国において輸入麦を買い付ける業務及びその付随業務並びに当該輸入麦を輸入港まで運送する業務及びその付随業務
 - 輸入港に到着した当該輸入麦を積来船から引渡しを行う所定の場所（以下「保管場所」という。）まで搬送し、政府に引き渡す業務及びその付随業務
- 輸入方式は、以下のとおりとする。
 - 船舶に直接積載し輸入する方式（以下「一般輸入」という。）
 - 海上コンテナに詰めて輸入する方式（以下「コンテナ輸入」という。）

第3 買入計画及び買入数量の決定

1 買入計画の決定

農産局長は、第3章I第4に基づく買受事前申込み、同章I第5に基づく買受申込み等を踏まえ、原則として、毎月、翌月の輸入麦の産地別、銘柄別の買入計画を決定する。

2 入札日ごとの買入数量の決定

農産局長は、入札日に先立って1の買入計画に基づき、需給状況を踏まえ輸入麦の国際相場、為替及び海上運賃の動向等を勘案し、買入数量を決定する。

なお、入札日ごとの買入数量については、第3章I第4に基づく買受事前申込みに係る輸入麦の買入れ（以下「特別買入れ」という。）とそれ以外とに区別する。

第4 買入委託契約の締結の方法

1 契約相手方の決定（会計法第29条の3、予決令第72条、第95条及び第102条の4）

農産局長は、輸入麦の買入委託契約（以下「買入委託契約」という。）を締結する場合にあっては、原則として会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項及び第3項の規定に基づき、競争入札に付して買入受託者を決定する。

この場合、買入委託契約においては、買入受託者が資産・信用、経験等が不十分なことによる契約上の義務違反があった場合、国民への主要食糧の安定供給に著しく支障をきたすおそれがあり、一般競争に付すと不利であることから、買入委託契約に係る競争入札は指名競争入札により決定する。

ただし、同条第4項の規定に該当する場合にあっては、随意契約により契約の相手方を決定する。

2 資格の要件（予決令第95条第1項）

買入委託契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「指名競争入札参加資格」という。）の要件は、次のとおりとする。

- (1) 麦の輸出入を業務とすること。
- (2) 次に掲げるいずれかの要件を満たす者であること。
 - ① 基準日（各年1月1日をいう。以下同じ。）の前日以前の直近3か年平均（以下「年間平均」という。）で年間2万トン以上の麦の輸出入の実績を有すること。
 - ② 年間平均で年間1万トン以上の麦の輸出入実績を有する者（前号に該当する者を除く。）であって、当該実績に係る数量と穀物（麦を除く。）及び油糧種子等^{※1}の年間平均の輸出入実績に20%を乗じて計算した数量との合計が年間平均で年間2万トン以上であること。
- (3) 日本において設立された法人であって次に掲げるいずれかの要件を満たす者であること。
 - ① 自己資本が10億円以上であるか、又は金融機関から同額以上の融資が得られること。
 - ② 自己資本が1億円以上（前号に該当する場合を除く。）であり、かつ、直近の決算年度の流動比率が120%以上であること。

- (4) 麦の輸出入の業務に3年以上従事した経験を有する役職員を本店及び主たる海外支店等^{*1}に各1名以上配し、当該業務に従事させていること。
- (5) 申請者（役員、代理人、支配人その他使用人を使用する者（以下「役員等」という。）を含む。）が輸出入関係諸法令^{*2}又は麦の流通に関する法令^{*3}の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあっては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。
- (6) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条各号のいずれか及び予決令第71条第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (7) 輸出入関係諸法令、麦の流通に関する法令又は契約の違反等により農産局長から米麦の輸入に係る資格の取消しを受けた者にあっては、その取消しの日から2年を経過していること。

*1 海外支店等とは、申請者が海外に設置する支店（社）、営業所、出張所及び駐在員事務所並びに外国の法令に基づいて設立された法人（当該法人に対する申請者の出資率が50%未満である場合は、麦の輸出入の業務に3年以上従事した経験を有する役職員を当該業務に従事させている旨を証明することができる契約書その他の資料を提示できるものに限る。）をいう。以下同じ。

*2 輸出入関係諸法令とは、関税法（昭和29年法律第61号）、関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、植物防疫法（昭和25年法律第151号）及び外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。以下同じ。

*3 麦の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）、飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）、農産物検査法（昭和26年法律第144号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）及び食料供給困難事態対策法（令和6年法律第61号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。以下同じ。

*4 穀物及び油糧種子等は、一般的に本船で輸出入され、植物防疫法に基づく植物検疫の対象となっている品目とする。

3 資格の申請（食料安定供給特別会計事務取扱細則 第52条及び第53条）^{*1}

（1）定期審査

農産局長は、毎年度、競争入札に参加する者の審査（定期審査）を行う。

（2）申請の時期

定期審査の申請は、前年度の1月22日から1月末日^{*2}まで、農林水産省農産局貿易業務課（以下「貿易業務課」という。）で受け付ける。

（3）申請方法

農産局長は、申請者から様式1-1（その1）の申請書及び次に掲げる添付書類^{*3}を提出させる。

ア 営業経歴書

イ 履歴事項全部証明書又は登記簿謄本

ウ 財務諸表（貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書）

エ 納税証明書^{*4}

オ 自己資本が2の（3）に定める基準を満たさない者にあっては、当該基準と同額以上の融資が得られることを証明する金融機関の融資証明書

カ 名称等の公表に関する同意書（様式1-1（その2））

キ その他審査に必要と認める書類

【**様式1-1（その1）**】

【**指名競争入札
参加資格審査申請書】**

（4）定期審査の公示の時期

農産局長は、毎年度、2の資格要件及び資格審査の申請の時期、申請方法等について、特別の事情がある場合を除き、当該年度の資格審査の受付開始1か月前までに公示する。

（5）定期審査の公示

農産局長は、（4）の公示を農林水産省ホームページに掲載する。また、地方農政局長等^{*5}に指示の上、地方農政局等^{*6}においても掲示する。

（6）随時審査

農産局長は、（1）の定期審査のほか、申請があった際は、随時、競争入札に参加する者の審査（随時審査）を行う。この場合の手続は（3）の規定に準じる。

【**様式1-1（その2）**】

【**名称等の公表
に関する同意書】**

*1 「食料安定供給特別会計事務取扱細則」（平成19年3月30日付け18総合第1865号総合食料局長、経営局長通知。以下本要領において「細則」という。）

*2 当該期間の末日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に該当する場合は、これに次ぐ最初の開庁日とする。第3章第5の9及び10を除き、本要領において以下同じ。

*3 添付書類のうち、イ及びエの書類は、その写しをもって替えることができる。また、アからウまでの書類について、添付させることができると認めた場合には、当該書類の記載の事実を確認し得る他の書類をもって代えることができる。

*4 紳税証明書とは、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式その3、その3の2又はその3の3をいう。

*5 地方農政局長等とは、地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。本要領において以下同じ。

*6 地方農政局等とは、地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局をいう。本要領において以下同じ。

4 資格の審査及び有資格者の公表

(1) 競争参加資格審査会の承認（細則第60条）

農産局長は、競争参加資格審査会（以下「審査会」という。）に、申請者が2の要件を満たしているかを諮る。

(2) 有資格者の決定

農産局長は、（1）の審査会の結果、申請者が2の資格要件を満たしていると認めるときは、当該者について、指名競争入札参加資格を有する者（以下この章において「有資格者」という。）と認める。

(3) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を取得した日から3年以内とし、その期限は平成22年以後3年ごとの各年の3月末日までとする。

(4) 有資格者名簿の作成及び通知（細則第54条及び第56条）

農産局長は、（2）により有資格者と認めた場合は、有資格者の名簿（以下この章において「有資格者名簿^{※1}」という。）を作成するとともに、申請者に審査結果を通知する。

なお、申請者への通知は、有資格者と認めた場合には「資格確認通知書」（様式1-1（その3））により、有資格者と認めなかつた場合は「通知書」（様式1-1（その4））により行う。

また、農産局長は、有資格者に対し、あらかじめ別紙2の「輸入麦買入委託契約における入札の手引」を配布の上、入札に関する手順等について周知する。

(5) 有資格者の公表（細則第55条）

ア 農産局長は、有資格者名簿を農林水産省ホームページに掲載する。また、当該名簿を貿易業務課に備え置き、希望者に閲覧させるとともに、地方農政局等に備え置き、希望者に閲覧させるよう地方農政局長等に指示する。

イ 地方農政局長等は、アの指示に基づき、有資格者名簿を備え置き、希望者に閲覧させる。

5 変更の届出（細則第57条）

(1) 農産局長は、有資格者に次の各号に掲げる事項について変更があった場合には、当該有資格者から、速やかに「指名競争入札参加資格審査申請書変更届」（様式1-1（その5））により、その旨を届け出させる。

ア 住所

イ 商号又は名称及び電話番号（ファクシミリ番号を含む。才において同じ。）

ウ 代表者名（法人の場合）

エ 営業所の名称、所在地及び電話番号

オ その他経営の状況等について著しい変更があった場合には、その内容

様式1-1(その3)

【資格確認通知書】

様式1-1(その4)

【通知書】

別紙2

【輸入麦買入委託契約における入札の手引】

様式1-1(その5)

【指名競争入札参加資格審査申請書変更届】

*1 有資格者名簿の様式は、細則第54条に定める名簿（別紙様式第14号）を使用する。

- (2) (1)の届出があったとき、農産局長は内容を精査し、速やかに有資格者名簿を訂正する。
- (3) 有資格者の公表は、4の(5)の規定を本項においても準用する。

6 資格の停止又は取消し（細則第59条、予決令第70条及び第71条）

農産局長は、有資格者が米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知。以下「米基本要領」という。）第1章I第3の5の(1)に定める資格の停止又は取消事由に該当すると認めたときは、当該有資格者の資格の停止又は取消しを行うことができる。

なお、米基本要領第1章I第3の5の(1)なお書、(2)、(3)及び(4)の規定は、有資格者について準用する。

様式I-1(その6)

【資格取消等事由報告書】

様式I-1(その7)

【資格停止通知書】

様式I-1(その8)

【資格取消通知書】

7 指名競争参加者の指名基準（予決令第96条第1項）

買入委託契約に係る指名競争入札の実施に当たり、農産局長が指名する参加者の基準は、4の(4)の有資格者名簿のうちから次の指名基準を全て満たしている者とする。

- (1) 第4の2の指名競争入札参加資格要件を欠いていないこと。
- (2) 入札の対象となる麦の産地国に海外支店等を設置していること。
- (3) 買入委託契約に基づく措置請求に違反がないこと。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく会社更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている場合においては、更生手続の終結若しくは再生手続の終結が決定していること又は手形交換所による取引停止処分若しくは主要取引先からの取引停止の事実がないこと。
- (5) 食料安定供給特別会計（食糧管理勘定）事業用物品競争契約指名停止等措置要領（平成23年9月1日付け23生産第4314号生産局長通知。以下「指名停止等措置要領」という。）第1により指名停止を受けた場合又は指名競争入札参加資格の停止を受けた場合にあっては、それぞれの停止期間を満了していること。

8 入札・契約手続審査委員会の承認（入札・契約手続審査委員会会則1）

- (1) 農産局長は、買入委託契約に係る指名競争入札を実施しようとする場合、入札・契約手続審査委員会にあらかじめ指名しようとする者が7の要件を全て満たしているかを諮る。
- (2) 農産局長は(1)の委員会の結果、7の要件を全て満たしていると認められた者について、なるべく10名以上を指名競争入札参加者として決定する。

9 買入委託代金

輸入麦の買入委託業務の対価（以下「買入委託代金」という。）は、次に掲げる輸入方式に応じて、それぞれの方式ごとに次に掲げる額の合計額に、消費税相当額を加えて得た額とする。

(1) 一般輸入

ア 第2の1(1)の業務の対価

買入委託契約書（食糧用小麦の一般輸入の場合）付録1に定める契約価格に当該輸入麦の数量を乗じて得た額

イ 第2の1(2)の業務の対価

次に掲げる引渡業務諸掛加算額

(ア) 形態別加算費用

積来船から保管場所までの荷役形態（接岸取り、はしけ取り）別の
港湾荷役料金

(イ) 加算諸費用

(ア) 以外の経費で、輸入港接岸以降、検収・引渡しまでの経費

- a 土曜荷役割増料金
- b 待機料
- c くん蒸薬品代等
- d 海上運送貨^{*1}
- e 検査手数料
- f 品質試験料
- g 安全性検査費用^{*2}
- h 農産局長が特に必要と認めた経費

(2) コンテナ輸入

ア 買入委託契約書（食糧用小麦のコンテナ輸入の場合）付録に定める契約価格に当該輸入麦の数量を乗じて得た額

イ 安全性検査費用加算額

買入委託契約書付録に定める船積時検査に係る残留農薬分析費

ウ 農産局長が特に必要と認めた経費

10 指名競争入札の通知（予決令第97条第2項）

農産局長（支出負担行為担当官）^{*3}は、入札日の2日前までに有資格者名簿に記載されている者の中から7の指名基準をすべて満たす者をなるべく10名以上指名し、以下の事項を通知する。

(1) 通知する事項（予決令第97条第2項）

- ア 競争入札に付する事項^{*4}
- イ 契約条項を示す場所
- ウ 競争執行の場所及び日時
- エ 入札保証金^{*5}に関する事項

(2) その他通知事項

農産局長（支出負担行為担当官）は、(1)の通知に際して、次に掲げる事項を明らかにする。

ア 入札参加資格のない者の行った入札及び入札条件に違反した入札は、無効とすること（予決令第76条）

イ 複数落札入札制度^{*6}による場合は、次の(ア)から(ウ)までに掲げる事項

別紙1

【指名競争入札の通知（記載例）】

*1 海上運送貨とは、那覇港への運送費をいう。

*2 安全性検査費用とは、買入委託契約書付録2に定める船積時検査に係る残留農薬分析費及びサーベイランス検査に係る残留農薬分析費をいう。

*3 農産局長（支出負担行為担当官）とは、食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省農産局長をいう。本要領において以下同じ。

*4 競争に付そうとする契約の内容、その数量等の詳細をいう。

*5 入札保証金とは、会計法第29条の4第1項の保証金をいう。以下本要領において同じ。

*6 複数落札入札制度とは、特別会計に関する法律施行令（平成19年3月31日政令第124号）第19条第4項に定める制度をいう。

(特別会計に関する法律施行令第20条)

- (ア) 予定価格以下の価格の入札者のうち、入札価格の低いものから順次、入札に付した数量に達するまでの入札者を落札者とする方法によること
 - (イ) 応札者が5人に満たないとき、入札を取り消す場合があること
 - (ウ) 端数の入札を制限する場合があること
- (ウ) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要すること（契約事務取扱規則第11条）
- (エ) 電子入札システム^{*1}により実施する入札（以下「電子入札」という。）の場合は、その旨
- (オ) 政府所有米麦情報管理システムにおける電子入札運用基準（平成20年4月1日付け20総合第2065号総合食料局長通知。以下「電子入札運用基準」という。）第5の第5項又は第6項に基づき、電子入札による執行の日時を変更する場合は同項に定める日時変更通知書により行うこと
- (カ) エにより入札を実施するに当たり必要があると認められる場合に入札書の必要箇所を読み替えること

11 予定価格（予決令第79条、第80条）

(1) 予定価格の作成

- ア 農産局長（支出負担行為担当官）は、国際取引価格、海上運賃、為替等を考慮し、輸入麦の産地、等級、銘柄、数量及び輸入方式ごとに予定価格を定める。
- イ 農産局長（支出負担行為担当官）は、予定価格の作成に当たっては、直接契約に関係する職員^{*2}を関与させてはならない。

(2) 予定価格作成後の取扱い

- ア 農産局長（支出負担行為担当官）は、(1)の予定価格を封かんの上、開札場所に置かせる。
- イ 農産局長（支出負担行為担当官）は、予定価格を厳重に取り扱い、また、これを公表しない。

12 入札の実施（予決令第81条（第98条で準用する場合を含む。））

- (1) 農産局長（支出負担行為担当官）は、電子入札又は紙入札による入札を行う。
- (2) 農産局長（支出負担行為担当官）は、10の通知において示した競争執行の場所及び日時に、入札参加者又は入札を執行する職員以外の職員^{*3}を立ち会わせて行う。ただし、電子入札システムにより開札を行う場合は、入札を執行する職員以外の職員を立ち会わせて行う。

*1 電子入札システムとは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）に係る各種業務を処理する情報システム（政府所有米麦情報管理システム）を利用した電子入札が実施できるシステムをいう。以下本要領において同じ。

*2 直接契約事務に関係する職員とは、入札に係る公告又は通知から買入委託契約の締結までの一連の事務に関係する職員をいう。

*3 入札を執行する職員以外の職員とは、入札に係る通知から買入委託契約の締結までの一連の事務に関係ない職員をいう。

13 再度入札（予決令第82条（第98条で準用する場合を含む。））

ア 農産局長（支出負担行為担当官）は、1回目（初度）の開札の結果、買入区分ごとに予定価格以下の価格による入札がないときは、当該買入区分の入札に参加した者のみに周知の上、引き続き再度の入札を行うことができる。

イ 再度入札は、初度の入札の継続延長として行うため、再度入札に参加できる者は、初度の入札者に限定する。また、初度の買入条件及び予定価格の変更は行わない。

14 隨意契約

（1）随意契約により政府買入れする場合（予決令第99条の2）

農産局長（支出負担行為担当官）は、指名競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がないときであって、第3の1に定める月間の買入計画に基づく需要量を緊急的に確保する必要があるときは、随意契約により輸入麦を買い入れることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

（2）随意契約参加資格（細則第83条）

農産局長（支出負担行為担当官）は、随意契約によろうとするときは、4の(4)の有資格者名簿に登録された者又は当該名簿のうちから7の指名基準をすべて満たしている者を、随意契約登録者名簿に登録された者とみなして取り扱う。

（3）見積書の提出（予決令第99条の6）

農産局長（支出負担行為担当官）は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から輸入麦見積書（様式1-2）を徴する。

様式1-2
【輸入麦見積書】

15 落札者の決定（会計法第29条の6第1項及び予決令第83条に定めるところによるほか、政令第19条第1項の規定）

- （1）農産局長（支出負担行為担当官）は、予定価格以下の価格の入札者（見積合せを含む。この項及び次項において同じ。）のうち入札価格の低いものを落札者と決定する。
- （2）落札となるべき同一価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。
- （3）（2）の場合において、電子入札の場合は、入札者に代わって入札を執行する職員以外の職員にくじを引かせる。
- （4）複数落札入札制度による場合は、予定価格以下の価格の入札者のうち、入札価格の低い者を先順位の落札者とし、落札となるべき同一価格の入札をした者が2人以上あるときは、（2）又は（3）によりくじを引かせて落札者を決定する。

16 落札結果の通知

農産局長（支出負担行為担当官）は、入札が終了したときは、入札に参加した者に対し、速やかに入札結果を通知する。また、落札者に対しては落札決定通知書を通知する。

様式1-5
【落札決定通知書】

17 買入委託契約の締結

(1) 契約書の作成

農産局長（支出負担行為担当官）は、指名競争入札又は随意契約（見積合せ）により買入受託者を決定したときは、買入受託者に買入委託契約書（正本2部）を作成させ、指名競争入札又は見積合せの翌日から15日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）に契約を締結する。

(2) 契約の成立

買入委託契約は、農産局長（支出負担行為担当官）及び当該契約の相手方（法人の代表者又はその代理人を含む。以下同じ。）が買入委託契約書に記名押印することにより成立する。

(3) 契約書の送付

(2)により農産局長（支出負担行為担当官）が記名押印したときは、当該契約書の正本一部を買入受託者に送付する。

(4) 契約内容の公表

農産局長（支出負担行為担当官）は、契約を締結した場合は、「公共調達の適正化について」の運用方針について（平成18年9月6日付け18経第886号大臣官房経理課長通知）の別紙の3に基づき、農林水産省ホームページに当該契約内容について公表する。

第5 買入委託代金の概算払

農産局長は、買入委託代金（引渡業務諸掛加算額を除く。）については、次の手続により概算払を行うことができる。

契約価格の概算払に係る審査について、農産局長（官署支出官）^{*1}は、買入受託者が契約価格概算金支払請求書に船積書類（船荷証券（B/L）及び海上保険証券）の写しその他買入委託契約に定める書類を添付して提出したときは、これらの内容と買入委託契約の内容とを照合の上、原則として積来船別に概算払を行う。

第6 配船に係る手続

1 買入受託者による書類の提出等

- (1) 買入受託者は、積来船が輸入麦を船積みした港を出港する日までに、農産局長及び買受人窓口^{*2}に対して、輸入麦積来船動向報告書（様式1-3）を提出する。
- (2) 買入受託者は、入港予定日^{*3}の3日前までに、農産局長及び買受人窓口に対して、積来船等の入港予定日、第3章I第4の1の(3)の事前申込人又は第6の4の買受予定人（買受事前申込みを行った買受予定人を除く。）（以下「買受予定人等」という。）別の輸入麦の引渡数量等を記載した配

様式1-3

【輸入麦積来船動向報告書】

様式1-4

【輸入麦配船予定報告書】

*1 農産局長（官署支出官）とは、食料安定供給特別会計官署支出官農林水産省農産局長をいう。本要領において以下同じ。

*2 第3章I第4の1の(3)の事前申込人又は第6の4の買受予定人（買受事前申込みを行った買受予定人を除く。）と買入受託者との間で麦の輸入に必要な連絡業務を行う者として第3章第3により設定されたものをいう。以下同じ。

*3 積来船が入港する予定日（複数港に入港する予定がある場合にあっては、第1港とする。）として、輸入麦積来船動向報告書により報告された日をいう。以下同じ。

船予定報告書（様式1-4）を提出する。

- (3) 買入受託者は、入港予定日の前日までに、農産局長及び買受人窓口に対して、荷役計画書（様式1-5（その1））及び荷捌計画書（様式1-5（その2））を提出する。
- (4) 買入受託者は、入港予定日までに、輸入港の荷役に係る港湾荷役業者、倉庫業者、検量業者及び農林水産大臣登録検査機関^{*1}（以下「荷役関係業者」という。）に対して、荷捌計画書を提出する。
- (5) 買入受託者は、第2港以降に入港する場合は、(2)及び(3)に規定する書類を農産局長及び買受人窓口に対して、(4)に規定する書類を荷役関係業者に対して、隨時提出する。

様式1-5（その1）

【荷役計画書】

様式1-5（その2）

【荷捌計画書】

2 バースの変更手続

- (1) 買入受託者は、第3章I第4の2又は第6の7により決定されたバースを使用する。
- ただし、買入受託者が、積来船入港時に保管場所の空きが確保されないと判断した場合は、この限りでない。この場合、買入受託者は、当該積来船に船積みされた輸入麦について、バースを変更しようとする輸入港において買受けを予定している全ての買受予定人等と協議する。なお、年度当初に年間を通じた協議を行うことができる。
- (2) 買入受託者は、バースを変更したときは、「バース等変更報告書」（様式1-6）により農産局長に報告する。
- (3) 農産局長は、バースの変更に当たっては、買入委託契約の改定その他の必要な事務・調整を行う。

様式1-6

【バース等変更報告書】

3 連絡体制の整備

- (1) 農産局長は、荷役期間（本船若しくははしけ等からの取卸し又はコンテナからの取出しの開始から、サイロ等への搬入作業が終了し、検量人が当該サイロ等への搬入数量を確定するまでの間をいう。以下同じ。）中、数量、品質等の確認について正確を期すため、買入受託者又はその代理人を、荷捌き（現品を、本船から取卸し、本船からはしけ等に積み替え、当該はしけ等から取卸し、又はコンテナから取出し、検査機関の指示により仕分け、検数及び検量を行い、サイロ等へ搬入することをいう。以下同じ。）に立ち会わせる。また、買入受託者に対し、迅速かつ確実に連絡が取れるよう、あらかじめ連絡責任者を指定させる。
- なお、買入受託者は、買受予定人等が希望する場合にあっては、当該買受予定人等を荷捌きに立ち会わせる。
- (2) 農産局長は、(1)で指定された連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）に対し、当該輸入麦に異常が発見されたとき、又は荷役機械等の故障等不測の事態が発生したときは、速やかに、農産局長及び当該輸入麦に係る買受人窓口に対して報告させる。
- (3) 港の所在地を管轄する地方農政局長等は、農産局長から連絡を受けたときは、連絡責任者に対して適切な指示を行う。また、必要に応じて、職員

*1 農林水産大臣登録検査機関とは、農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第2項の規定により農林水産大臣の登録を受けた法人をいう。本要領において以下同じ。

を荷役現場に立ち合わせるとともに、厚生労働省検疫所長(以下「検疫所長」という。)に連絡する。

第7 安全性及び異常の有無の確認

- 1 農産局長は、買入受託者に対し、輸入手続前に安全性及び異常の有無を確認させ、次の事項に合致したものののみを通関させる。ただし、通関について4に基づく農産局長からの指示がある場合は、この限りでない。
 - (1) 厚生労働省検疫所が行う輸入検疫において、食品衛生法に対する違反がなく、かつ同法に係る流通規制の指導等の通知を受けていないこと。
 - (2) 買入委託契約に基づき船積みされる麦が全て確定した段階で当該契約に係る数量を検査単位として行う、カビ毒及び残留農薬等の検査並びに遺伝子組換え品種の混入の可能性がある輸出国から輸入される麦に係る遺伝子組換え品種混入の検査において、食品衛生法第13条に基づく食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)等に基づき、買入委託契約書において別に定める基準を超えていないこと及び遺伝子組換え品種の混入がないこと(以下「基準に適合していること」という。)が確認されたこと。

なお、買入受託者は、遺伝子組換え品種混入の検査を除き、自らの判断で当該検査よりも細かい単位(積来船のハッチ、保税サイロ、保税倉庫等)を検査単位として再検査を実施できることとし、この再検査において基準に適合していることが確認されたものについては、当初の検査結果いかんにかかわらず、本号の検査で基準に適合していることが確認されたものとみなす。
 - (3) 米国産小麦にあっては米国農務省が、カナダ産小麦にあってはカナダ穀物委員会が発行する遺伝子組換え小麦に係る陰性証明書があること。
 - (4) 買入委託契約に基づき行われる品位確認において、水濡れ等の異常がないこと。
- 2 買入受託者は、第8の検収の前までに、農産局長に1の確認の結果を証明する書類の正本を、買受人窓口にその写しを、それぞれ提出する。
- 3 農産局長は、買入受託者又は買入受託者より委託を受けた者に、政府が輸入しようとする麦の産地国において輸出に供される一般的な麦を対象に、毎年定期的にサーベイランス検査を実施させ、その検査結果を提出させるものとする。

農産局長は、検査の結果を踏まえ、必要があると認める場合は1の(2)の検査の検査項目に反映させる。
- 4 農産局長は、輸入される小麦について、当該小麦の輸入に係る買入受託者に対して、1の(2)に掲げる検査のほか、必要に応じて農産局長が指定する検査を実施させ、その結果を報告させることができる。また、農産局長は、その検査結果を踏まえ、必要があると認められるときは、当該買入受託者と協議の上、必要な措置の実施を指示することができる。

第8 検収等

1 検収官の任命(会計法第29条の11第2項、第4項)

農産局長(契約担当官等)^{*1}は、検収^{*2}を行う職員(以下「検収官」という。)を任命する。

2 安全性及び異常の有無の確認（現品確認）

検収官は、買入委託契約に係る輸入麦の引渡しを受けるに当たって、買入受託者から提出された書類に基づき、輸入麦の安全性及び異常の有無の確認を行い、これが適正であることを確認した後に検収を実施する。

3 徴収書類

検収官は、2において適正であることが確認された輸入麦について、買入受託者に次に掲げる書類を提出させ、検収を行う。

- (1) 検収請求書（買入委託契約に定める様式）
- (2) 物品預り証（買入委託契約に定める様式。当該輸入麦を庫入れした倉庫業者等が作成したものに限る。）
- (3) 農産物検査証明書（農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）別記様式第2号による検査証明書）
- (4) 成分検査証明書（農産物検査法施行規則別記様式第16号による検査証明書）
- (5) 検量証明書（港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第4条の規定に基づき検量の許可を受けた港湾運送事業者の発行した証明書）
- (6) 当該契約書の写し
- (7) その他買入委託契約書に定める書類

4 書類の確認

検収官は、買入受託者から提出のあった3の書類に不備がなければ検収請求書を受理し、買入委託契約に定められた数量、品位等であることを、次により速やかに確認する。

- (1) 数量は、検量証明書により確認
- (2) 種類、銘柄、品位、包装及び量目は、農産物検査証明書により確認
- (3) 成分は、成分検査証明書により確認
- (4) 輸入許可通知書により関税法第67条の輸入申告が完了したものであることを確認

5 分割検収

農産局長（契約担当官等）は、荷捌き、需給操作等の事情により、特に必要と認める場合は、当該契約を分割して検収ができる。

6 検査調書の作成

- (1) 検収官は、4により検収請求書の記載内容と相違ないことを確認した場合は、「検査調書」（様式1-7）を作成し、農産政策部長（物品管理官）^{*3}に提出する。
- (2) 検査調書の作成年月日は検収を行った日とする。

様式1-7

【検査調書】

*1 農産局長（契約担当官等）とは、食料安定供給特別会計契約担当官及び食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省農産局長をいう。以下同じ。

*2 検収とは、会計法第29条の11の第2項に基づく給付の完了の確認をいう。

*3 農産政策部長（物品管理官）とは、食料安定供給特別会計物品管理官農林水産省農産局農産政策部長をいう。以下同じ

第9 輸入麦の引渡し及び現品領収証の交付

1 引渡し

- (1) 農産政策部長（物品管理官）は、検収官から提出された検査調書により輸入麦の数量及び品質を確認したときは、引渡しを確認する書類として、買入受託者に対し、「輸入麦引渡書」（様式1-8）を提出させる。
- (2) 輸入麦の所有権及び危険負担は、(1)の輸入麦引渡書が提出されたときに、輸入業者から政府に移転する。

様式1-8

【輸入麦引渡書】

2 現品領収証の交付

農産政策部長（物品管理官）は、検収日と同日付で、1で提出された輸入麦引渡書に日付を記入し、現品領収証として買入受託者に交付する。
なお、この現品領収証の交付をもって、検収終了の通知とする。

3 港湾荷役経費確認証の交付

農産政策部長（物品管理官）は、一般輸入の場合、買入受託者から買入委託契約に定める引渡業務終了報告書、加算諸費用計算書、「港湾荷役経費集計表」（様式1-9）及び「港湾荷役経費明細書」（様式1-10）を提出させ、これを審査の上、港湾荷役経費集計表に日付を記入し、港湾荷役経費確認証として買入受託者に交付する。

様式1-9

【港湾荷役経費集計表】

様式1-10

【港湾荷役経費明細書】

4 現品領収証等の交付後に誤りがあった場合の取扱い

農産政策部長（物品管理官）は、現品領収証及び港湾荷役経費確認証（以下「現品領収証等」という。）の交付後に誤りを発見した場合、原則として次のとおりとする。

(1) 代金支払前の場合

直ちに誤った現品領収証等を回収し、正しい現品領収証等を買入受託者に交付する。この場合の発行番号は新しい番号とし、回収した現品領収証等の番号は欠番とするとともに、回収した現品領収証等を別途綴って整理する。

(2) 代金支払後の場合

誤った記載事項を朱書きし、下段に正しく黒書きした現品領収証等を発行する。

第10 買入対象外麦の取扱い

- 1 農産局長は、買入受託者の輸入に係る麦であって、第7の1の輸入手続前の検査により買入対象とする麦以外の麦（以下「買入対象外麦」という。）であると確認されたものについては、買入受託者に対し積戻し又は廃棄処分させる。
- 2 農産局長は、買入受託者に対し、買入委託契約に定めるところにより買入対象とする麦と買入対象外麦を明確に区分させる。
- 3 農産局長は、買入受託者から、買入委託契約に定めるところにより買入対象外麦の積戻し又は廃棄処分に係る買入対象外麦措置計画書を、地方農政局長等を経由して提出させる。
- 4 地方農政局長等は、買入受託者が3の計画書に従って、保管倉庫（サイロを含む。以下同じ。）からの搬出、船又は車両への積込み及び廃棄物処理施設での投入を行うときは、食用不適米麦の適正処理確認マニュアル（平成22年8月27日付け22総食第229号農林水産省総合食料局長通知。以下「確認マニュアル」という。）に基づき、地方農政局長等の命じた職員に立会いを行

わせる。

5 農産局長は、買入受託者が積戻し又は廃棄処分が完了したときには、買入受託者から買入委託契約に定める買入対象外麦措置完了報告書を、地方農政局長等を経由して提出させる。

第11 ダスト^{*1}の取扱い

- 1 農産局長は、買入受託者に対し、サイロ搬入時に収集したダストについて、廃棄処分又は非食用としての処分をさせなければならない。ただし、飼料用としての使用又は飼料工場を有する者への譲渡しをさせてはならない。
- 2 農産局長は、買入受託者から、買入委託契約に定めるところにより、輸入麦のダスト処理に係る誓約書を提出させる。

第12 責任の免除

- 1 買入受託者は、第3章I第4に基づく買受事前申込みに係る輸入麦の買入れ（以下「特別買入れ」という。）に係る買入委託契約を除き、農産局長に対して船積期間若しくは到着期限の違約又は現品の数量若しくは品位において発生した損害を填補する責任を負わないものとする。
- 2 買入受託者は、農産局長が買受予定人へ輸入麦を引き渡した日から1か月以内に、買受予定人から申出があった場合は、買受予定人との間で1の損害の填補に係る契約を締結する。
また、買入受託者は、当該契約を締結したときは、農産局長に報告するものとする。

第12-2 違約金の徴収

農産局長（支出負担行為担当官）は、特別買入れに係る買入委託契約書に定める船積期間若しくは到着期限の違約又は現品の数量若しくは品位における損害の発生に係る違約金が発生し、それが確定したときは、農産局長（歳入徴収官）^{*2}の発行する納入告知書により納付させる。

この場合の違約金の額の確定は、第13の買入委託代金の精算払をするときまでに行い、農産局長（歳入徴収官）は、確定後速やかに納入告知書を発行する。

第13 買入委託代金の精算払

1 精算請求の審査

農産局長（官署支出官）は、買入受託者が第9の2の現品領収証及び第9の3の港湾荷役経費確認証その他買入委託契約に定める付属書類を添付した精算請求書を提出したときは、これらの内容と契約の内容を審査の上、精算払を行う。

2 概算払を行った場合

*1 ダストとは、輸入麦のサイロ吸揚時に発生する粉塵で、公害の発生、粉塵爆発、荷役関係者の健康被害、サイロ機械設備の損傷等を未然に防止するという目的の範囲で吸塵装置により分離収集したものという。

*2 農産局長（歳入徴収官）とは、食料安定供給特別会計歳入徴収官農林水産省農産局長をいう。本要領において以下同じ。

農産局長（官署支出官）は、第5により概算払を行った場合は、当該概算払の代金を差し引いた額を買入受託者に支払う。

ただし、精算金額が概算金額に満たないときは、農産局長（歳入徴収官）は、直ちに買入受託者からその差額を返納させる。

第14 食糧用大・はだか麦及び飼料用麦の輸入

1 食糧用大・はだか麦の輸入の場合

食糧用大・はだか麦の輸入を行う場合には、本章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる本章の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第8の3(4)及び4(3)の規定は適用しない。

上欄	中欄	下欄
第1 1	食糧用小麦	食糧用大・はだか麦
第4 9(1)ア	買入委託契約書（食糧用小麦の一般輸入の場合）付録1	買入委託契約書（食糧用大・はだか麦の輸入の場合）付録1
第4 9(1)イ(イ)f	品質試験料	正常粒率検査費用
第4 9(2)ア	買入委託契約書（食糧用小麦のコンテナ輸入の場合）付録	買入委託契約書（食糧用大・はだか麦の輸入の場合）付録1
第6 1(1)	買受人窓口	買受予定人
第6 1(2)	同上	同上
第6 1(3)	同上	同上
第6 1(5)	同上	同上
第6 3(2)	同上	同上
第7 2	同上	同上

2 飼料用麦の輸入の場合

飼料用麦の輸入を行う場合には、本章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる本章の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第4の7(2)、9(1)イ(イ)d及びf、第7の1(1)及び3並びに第8の4(3)の規定は適用しない。

上欄	中欄	下欄
第1 1	食糧用小麦	飼料用麦
第2 2	輸入方式は、以下のとおりとする。	輸入方式は、以下のとおりとする。ただし、飼料用麦の輸入を行う場合は、(1)の方式に限る。
第3 1	買入計画の決定 農産局長は、第3章I第4に基づく買受事前申込み、同章I第5に基づく買受申込み等を踏まえ、原則として毎月、翌月の	買入数量の依頼 農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）は、第3章II第3の2に基づく買受希望者からの買受申込み等を踏まえ、

	輸入麦の産地別、銘柄別の買入計画を決定する。	飼料の需給事情を勘案し、農産局長に指名競争入札に付する数量を依頼する。
第3 2	入札日に先立って1の買入計画に基づき、需給状況を踏まえ輸入麦の国際相場、為替及び海上運賃の動向等を勘案し、	1の依頼に基づき
第4 9(1)ア	買入委託契約書（食糧用小麦の一般輸入の場合）付録1	買入委託契約書（飼料用麦の輸入の場合）付録1
第4 11(1)ア	農産局長（支出負担行為担当官） 産地、等級、銘柄、数量及び輸入方式ごと	畜産局長 種類ごと
第4 11(1)イ	農産局長（支出負担行為担当官）	畜産局長
第4 11(2)ア	同上	同上
第4 11(2)イ	同上	畜産局長及び農産局長
第6 1(1)	買受人窓口	買受予定人
第6 1(2)	同上	同上
第6 1(3)	同上	同上
第6 1(5)	同上	同上
第6 2(1)	第3章I第4の2又は第6の7	第3章II第4の7
第6 3(2)	買受人窓口	買受予定人
第7 1(2)	カビ毒及び残留農薬等の検査並びに遺伝子組換え品種の混入の可能性がある輸出国から輸入される麦に係る遺伝子組換え品種混入の検査において、食品衛生法第13条に基づく食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月28日厚生省告示第370号）	カビ毒、重金属及び残留農薬等の検査並びに遺伝子組換え品種の混入の可能性がある輸出国から輸入される麦に係る遺伝子組換え品種混入の検査において、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条に基づく飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）
第7 1(3)	米国産小麦にあっては米国農務省が、カナダ産小麦にあってはカナダ穀物委員会が発行する遺伝子組換え小麦に係る陰性証	米国産飼料用小麦にあっては米国農務省が、カナダ産飼料用小麦にあってはカナダ穀物委員会が発行する遺伝子組換え小麦

	明書があること。	に係る陰性証明書があること。
第7 2	買受人窓口	買受予定人
第8 3 (4)	成分検査証明書（農産物検査法施行規則別記様式第16号）による検査証明書	船荷証券の写し
第8 4 (2)	種類、銘柄、品位、包装及び量目は、農産物検査証明書により確認	種類、銘柄及び品位は、農産物検査証明書により確認

第15 その他

本要領に規定している事務については、原則として、情報管理システムを利用する。

令和3年3月8日付け2政統第2195号

附 則

(施行期日)

第一条 この通知は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

第二条 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

2 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

令和3年3月31日付け2政統第2659号

附 則

(施行期日)

第一条 この通知は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

第二条 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

2 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

令和5年3月31日付け4農産第5181号

附 則

(施行期日)

第一条 この通知は、令和5年3月31日から施行する。

ただし、契約に係る規定は、令和5年4月3日以降に実施される入札又は見積合せに係る契約から適用する。

(経過措置)

第二条 この通知による改正前の輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領の規定に基づき締結した買入委託契約に係る輸入麦の買入れについては、なお従前の例によるものとする。

【変更履歴】

一部改正	平成21年8月12日	21総食第 482号
一部改正	平成21年9月29日	21総食第 618号
一部改正	平成21年10月5日	21総食第 619号
一部改正	平成21年11月18日	21総食第 607号
一部改正	平成21年11月20日	21総食第 770号
一部改正	平成22年2月9日	21総食第 905号
一部改正	平成22年3月12日	21総食第 836号
一部改正	平成22年6月4日	22総食第 159号
一部改正	平成22年6月21日	22総食第 270号
一部改正	平成22年6月29日	22総食第 326号
一部改正	平成22年7月15日	22総食第 311号
一部改正	平成22年7月22日	22総食第 383号
一部改正	平成22年8月3日	22総食第 417号
一部改正	平成22年8月30日	22総食第 472号
一部改正	平成22年9月2日	22総食第 518号
一部改正	平成22年9月13日	22総食第 543号
一部改正	平成22年10月1日	22総食第 619号
一部改正	平成22年11月15日	22総食第 784号
一部改正	平成22年12月3日	22総食第 828号
一部改正	平成23年4月8日	23総食第 22号
一部改正	平成23年4月11日	23総食第 59号
一部改正	平成23年5月9日	23総食第 134号
一部改正	平成23年6月7日	23総食第 316号
一部改正	平成23年7月15日	23総食第 528号
一部改正	平成23年8月12日	23総食第 616号
一部改正	平成23年9月1日	23生産第4324号
一部改正	平成24年1月17日	23生産第5416号
一部改正	平成24年4月6日	23生産第6268号
一部改正	平成24年5月28日	24生産第 504号
一部改正	平成24年11月5日	24生産第2015号
一部改正	平成25年7月8日	25生産第1300号
一部改正	平成25年7月30日	25生産第1519号
一部改正	平成25年10月8日	25生産第2081号
一部改正	平成26年5月16日	26生産第 555号
一部改正	平成27年9月30日	27生産第1842号
一部改正	平成28年10月26日	28政統第1092号
一部改正	平成28年12月19日	28政統第1335号
一部改正	平成29年4月3日	28政統第1947号
一部改正	平成29年8月28日	29政統第 889号
一部改正	平成30年3月30日	29政統第2015号
一部改正	平成30年7月20日	30政統第 763号
一部改正	平成30年9月12日	30政統第 988号
一部改正	平成30年12月11日	30政統第1445号-1
一部改正	平成31年2月1日	30政統第1636号
一部改正	平成31年2月15日	30政統第1746号
一部改正	令和元年5月7日	31政統第 203号
一部改正	令和元年7月17日	元政統第 552号

一部改正	令和元年8月29日	元政統第 750号
一部改正	令和元年10月1日	元政統第 919号
一部改正	令和元年12月11日	元政統第1311号
一部改正	令和2年4月1日	元政統第2062号
一部改正	令和2年6月2日	2政統第 466号
一部改正	令和2年7月1日	2政統第 695号
一部改正	令和2年9月14日	2政統第1100号
一部改正	令和2年12月18日	2政統第1514号
一部改正	令和3年1月8日	2政統第1737号
一部改正	令和3年3月29日	2政統第2462号
一部改正	令和3年3月31日	2政統第2659号
一部改正	令和3年9月27日	3農產第1072号
一部改正	令和3年10月20日	3農產第1288号
一部改正	令和4年1月26日	3農產第2654号
一部改正	令和4年3月2日	3農產第3096号
一部改正	令和5年3月31日	4農產第5181号
一部改正	令和6年3月29日	5農產第4952号
一部改正	令和6年11月1日	6農產第2912号
一部改正	令和7年4月1日	6農產第5106号
一部改正	令和7年9月1日	7農產第2460号

別紙1 指名競争入札の通知【記載例】(P. 麦買-7 第1章第4の10)

1 入札に付する事項（指名競争入札参加者ごとに設定）

(1) 産地・銘柄別、輸入港、バース別買入予定数量

整理番号	産地他	銘柄	数量(㌧)	輸入港・輸入バース別数量(㌧)
1	アメリカ	アメリカ・ウェスタン・ホワイト 2等以上	29,000	[東日本] 小樽港 (○○埠頭) 1,200 京浜港 (○○バース) 5,000 京浜港 (○○バース) 4,400 千葉港 (○○サイロ) 15,000 千葉港 (○○バース) 3,400
		アメリカ・ハード・レッド・ウインター(セミ・ハード) 2等以上		[東日本] 鹿島港 (○○バース) 2,200 京浜港 (○○バース) 6,200 京浜港 (○○バース) 8,000 京浜港 (○○サイロ) 2,100 千葉港 (○○バース) 5,500
2	アメリカ	アメリカ(ダーク)・ノーザン・スプリング(14.0%もの) 2等以上	56,000	[東日本] 小樽港 (○○埠頭) 1,600 塩釜港 (○○埠頭) 2,300 京浜港 (○○バース) 13,300 京浜港 (○○バース) 11,000 千葉港 (○○バース) 13,000 千葉港 (○○バース) 11,800 新潟港 (○○バース) 3,000
3	カナダ	カナダ・ウェスタン・レッド・スプリング(13.5%もの) 2等以上	56,000 (注)	[東日本] 小樽港 (○○埠頭) 1,600 塩釜港 (○○埠頭) 2,300 京浜港 (○○バース) 13,300 京浜港 (○○バース) 11,000 千葉港 (○○バース) 13,000 千葉港 (○○バース) 11,800 新潟港 (○○バース) 3,000
4	オーストラリア	オーストラリア・スタンダード・ホワイト(ウェスト・オーストラリア)合格	25,000	[東日本] 千葉港 (○○バース) 6,400 千葉港 (○○埠頭) 6,000 京浜港 (○○バース) 5,100 京浜港 (○○バース) 3,500 京浜港 (○○サイロ) 2,700 清水港 (○○岸壁) 1,300

(注) 整理番号3は、農産局長が一定期間保管した後に買受予定人に現品を販売するための買入れ（特別買入れ）であり、買受資格者の買受事前申込みを踏まえた数量である。

(2) 船積期間

○年○月○日～ ○年○月○日

ただし、整理番号2については、 ○年○月○日～ ○年○月○日とする。

(3) 積合せ

以下の貨物との積合せは行ってはならない。

整理番号1～3については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条第5号に基づき輸入される麦（ただし、当該整理番号の小麦を除く。）

(4) その他

整理番号ごとの産地・銘柄について、それぞれ対応する以下の条件を満たすこと。

ア アメリカ産小麦については、次に掲げる（ア）及び（イ）の項目について証明する米国連邦穀物検査局（F G I S）の証明書及びインスペクションログの写しを、概算請求時（概算請求を行わない場合は、検収の前まで。以下同じ。）に提出すること。

（ア）大豆の混入率が、サブロットごとに○%以下であること。

なお、インスペクションログにおける大豆の混入率については、サブロットごとに小数点第2位まで求め、サブロットごとに○%以下であるものとする。

（イ）特定原材料（食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に定める特定原材料のうち、小麦及び落花生を除く穀物をいう。以下同じ。）の含有量が、サブロットごとに食品表示法（平成25年法律第70号）により最終製品に特定原材料を含む旨の表示が義務付けられることとなるとされる含有量を下回る値であること。

イ アメリカ産小麦及びカナダ産小麦については、「未承認の遺伝子組換え小麦に係るタンパク質検査の導入について（令和元年7月17日付け元政統第551号農林水産省政策統括官通知）」に基づく未承認の遺伝子組換え小麦の混入の有無に係るCP4-EPSPSタンパク質検査（以下「CP4-EPSPSタンパク質検査」という。）を実施し、その結果を検収の前までに速やかに農産局長に報告すること。当該検査により輸入されるアメリカ産小麦及びカナダ産小麦が陽性又は擬陽性と確認された場合には、農産局長の指示に従うこと。

なお、CP4-EPSPSタンパク質検査に関する取扱いは、輸入麦買入委託契約書付録○別表○の船積時検査項目欄に定める遺伝子組換え品種混入の検査に係る項目に関するものと同様とする。

ウ WWについては、アメリカ産ホワイト・クラブの混合率が○%以上であることを示すF G I Sの証明書又は書類を概算請求時に提出すること。

エ WW, SHについては、フォーリングナンバーがサブロットごとに300以上であることを示すF G I Sの証明書又は書類を概算請求時に提出すること。

オ DNSについては、フォーリングナンバーがサブロットごとに330以上であることを示すF G I Sの証明書又は書類を概算請求時に提出すること。

カ 1CWについては、タンパク13.5%以上（注：燃焼法（CNA法）による測定値）であることは証明するカナダ穀物委員会（CGC）の書類を概算請求時に提出すること。

キ ASWについては、次に掲げる（ア）から（ウ）の項目について証明する国際検査機関の検査証明書並びに（エ）及び（オ）の項目について証明するC B H社（Co-operative Bulk Handling Limited）の検査証明書を概算請求時に提出すること。なお、（ア）から（ウ）の検査については着地における検査方法に準じたものとする。また、（オ）の項目についての検査証明書には、本船の船倉間及び船倉内に均一に積載した旨を記載すること。

（ア）輸入麦買入委託契約書付録1の別紙1における「オーストラリア産スタンダード・ホワイト（ウエスト・オーストラリア）」の品位を満たしていること。

（イ）フォーリングナンバーは、300以上であること。

（ウ）タンパクに関する輸出業者とのFOB契約は、9.5%以上11.5%以下（注：燃焼法（水分11%ベースに換算した数値））とすること。また、検査証明書にはケルダール法（水分11%ベースに換算した数値）による測定値についても併記すること。

（エ）産地は、西豪州であること。

（オ）銘柄については、オーストラリア穀物貿易協議会（Grain Trade Australia）の受入規格に定める以下のグレードであること。

a・・・ANW1、ANW2、又はこれらを混合したもの。

b・・・APWN

aとbの混合比率は○：○とし、○%までの増減を認める。

ケ ASWの積地における品質検査に係るサブロットは、2,000トン以下とし、検査証明書に記載する数値は、サブロットの検査結果の平均値であること。

ケ 産地国における現品の輸送、保管及び船積み前の品位の調整に当たっては、カビ毒、重金属若しくは農薬汚染のおそれ又は遺伝子組換え品種の混入（以下「異物混入」という。）のおそれがある車両、船舶及び輸送機器並びに施設の使用又は異物混入のおそれがある生産場所からの買付けを禁止する。

また、善良な管理者の注意をもって特定原材料が混入しないようにすること。

コ 本船くん蒸は、原則禁止する。

ただし、輸出国の規制により本船くん蒸を行う場合は、「植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱」（昭和 43 年 4 月 22 日付け 43 農政 8 第 699 号農林省農政局長通知）第 3 の規定に準じて危害防止に十分留意の上、作業を行うこと。

なお、本船の着岸荷役は、ガス濃度が同対策要綱第 3 の 2 の(3)のイに定める抑制濃度以下に低下したことを確認の上、作業を行うこと。

2 電子入札システムの利用

本案件は、電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、政府所有米麦情報管理システムにおける電子入札運用基準（平成 20 年 4 月 1 日付け 20 総合第 2065 号総合食料局長通知。以下「運用基準」という。）に基づき、紙入札方式によることができる。

3 契約条項を示す場所

農林水産省農産局農産政策部貿易業務課

4 競争執行の場所及び日時

(1) 場所 農林水産省農産局農産政策部貿易業務課

(2) 日時 ○年○月○日（木）午後 1 時 45 分～午後 2 時 30 分

※入札執行の場所及び日時については、電子入札方式・紙入札方式とも同じとする。

5 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

6 その他

(1) 本通知に記載ない事項は、「輸入麦買入委託契約における入札の手引き」による。

(2) 入札を希望しない場合は、参加しないことができる。

(3) 入札参加者としての資格のない者のした入札及び入札条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 落札者は、入札日の翌日から 15 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に掲げる日の日数は、算入しない。）に輸入麦買入委託契約書を作成し、契約を締結する。

なお、全ての整理番号について、輸入麦買入委託契約書（○の場合）を使用するものとする。

(5) 運用基準第 5 の第 5 項又は第 6 項に基づき、電子入札による執行の日時を変更する場合は同項に定める日時変更通知書にて通知するものとする。

(6) 整理番号 3 の入札に参加する者は、買入れを予定する輸入港・輸入バースにおいて、他貨物の荷揚げに支障を来すことなく契約現品の荷揚げを行い、契約現品の備蓄場所を確実に確保できる者に限る。

(7) 契約者は、契約履行に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えない取組に努めるものとする。

様式1-1(その1)【P.麦買-4 第1章第4の3の(3)】

(1)	区分	新規 更新	※ 受付番号		※ 申請者の規模	適格組合証明	年 月 日	号
-----	----	----------	--------	--	----------	--------	-------	---

指名競争入札参加資格審査申請書

年度において、貴省で行われる輸入____の買入委託契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格(指名競争入札参加資格)の審査を申請します。
なお、申請に当たり下記事項を誓約します。

記

- 1 この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないこと。
- 2 申請者(役員、代理人、支配人その他使用人を使用する者を含む。)が、輸出入関係諸法令*1又は____の流通に関する法令*2の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあっては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。
- 3 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条各号のいずれか及び同令第71条第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- 4 輸出入関係諸法令、____の流通に関する法令又は契約の違反等により農林水産省農産局長から指名競争入札参加資格の取消しを受けた者にあっては、その取消しの日から2年を経過していること。

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

郵便番号

住所

商号又は名称

代表者氏名(役職) (氏名)

担当者氏名

電話番号 FAX番号

希望する契約の種類

1 輸入米穀の買入契約	2 輸入麦の買入契約
-------------	------------

通常取引のある
貿易相手国

(注) 1 区分については、該当する項目(新規又は更新)を○で囲むこと。

2 ※欄については、記載しないこと。(以下同じ。)

3 下線部は、希望する契約の種類に応じて「米穀」又は「麦」を記入すること。

4 希望する契約の種類については、該当する契約の番号を○で囲むこと。

*1 輸出入関係諸法令とは、関税法(昭和29年法律第61号)、関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、植物防疫法(昭和25年法律第151号)及び外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

*2 米穀又は麦の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)、飼料需給安定法(昭和27年法律第356号)、日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)、食品表示法(平成25年法律第70号)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)、不正競争防止法(平成5年法律第47号)、農産物検査法(昭和26年法律第144号)、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)、刑法(明治40年法律第45号)、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)及び食料供給困難事態対策法(令和6年法律第61号)並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

(2)

※ 受付番号

契約の種類

1 米穀	2 麦
------	-----

輸 出 入 実 績 表

(単位 : トン)

		輸 出 国	仕 向 先 国	3年前の実績	2年前の実績	前年の実績	直近3か年平均実績
輸 入	政府 輸入						
	民間 輸入						
輸 出	政府 輸出						
	民間 輸出						
3 国 間 貿 易							
合 計							

(注) 契約の種類については、該当する契約の番号を○で囲むこと。

(3) ※受付番号

経 営 概 况 表

	区 分	直前決算時 (千円)	剩余(欠損) 金処分(千円)	決算後の増減額 (千円)	合 計 (千円)		
自己資本額	① (うち外国資本) 払込資本金						
	② 準備金・積立金						
	③ 次期繰越利益(欠損)金						
	④ 計						

経営 状況	流 動 比	流 動 率	資 産 流 動 資 産 (千円)	(千円)	× 100 =				%
----------	----------	----------	---------------------------	------	---------	--	--	--	---

営業 年数等	①創業 年月日	②休業又は転(廃)業の期間 年月日から年月日	③現組織への変更 年月日	④営業年数 (年)	常勤職員の数 (人) うち役員等数
-----------	------------	---------------------------	-----------------	--------------	-------------------------

設備の 額(千円)	①機 械 装 置 類	②運 搬 具 類	③工 具 そ の 他	④合 計

主要設備の規模

※審査結果

業種区分	実績高	資本額	流動比率	職員数	営業年数	設備の額			総合数値	等級	順位

(4) ※受付番号

本支店等一覧表

本支店等区分	本支店等名称	所在地	電話番号 ファクシミリ番号	添付確認書類
		郵便番号		

(注) 国内、海外に区分して別葉にて記載し、その所在が確認できる書類を添付すること。

(5)

※受付番号

本支店等において

1. 米穀

2. 麦

の輸出入の業務に従事する役職員の業務経歴

本支店等名	役 職	氏 名	業 務 経 歴					添付証明書類
			勤務地	従事期間	取扱品目	取扱数量	役 職	

- (注) 1 業務経歴を証明する書類を添付すること。
2 国内、海外及び米穀、麦に区分して別葉にて記載すること。
3 該当する項目(米穀又は麦)の番号を○で囲むこと。

名称等の公表に関する同意書

輸入麦の買入委託契約に係る指名競争入札参加資格者（有資格者）となった場合、商号又は名称、代表者氏名及び住所・電話番号が公表されることに同意します。

また、輸入麦の買入委託契約を締結した場合、商号又は名称及び代表者氏名が公表されることに同意します。

さらに、指名競争入札参加資格の停止又は取消しを受けた場合、商号又は名称及び代表者氏名が公表されることに同意します。

年　　月　　日

農林水産省農産局長 殿

住　　所：

商号又は名称：

代表者氏名：

電話番号：

番 号
年 月 日

資 格 確 認 通 知 書

住 所

商号又は名称

代表者氏名 殿

農林水産省農産局長

あなたが申請された輸入麦の買入委託契約に係る指名競争入札参加資格の審査について、審査の結果、指名競争入札参加資格を有すると認めましたので通知します。

なお、住所、商号若しくは名称、代表者氏名、電話番号等連絡先若しくは資本金に変更があった場合又は経営の状態が指名競争入札参加資格審査申請書類の内容と著しく相違するに至った場合は、直ちにその旨を届け出でください。

有効期限 年 月 日

番 号
年 月 日

通 知 書

住 所

商号又は名称

代表者氏名

殿

農林水産省農産局長

あなたが申請された輸入麦の買入委託契約に係る指名競争入札参加資格の審査について、審査の結果、指名競争入札参加資格を有すると認められませんでしたので、通知します。

理由 :

指名競争入札参加資格審査申請書変更届（輸入麦の買入委託契約）

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

資格確認通知書の 年 月 日

交付年月日・番号 農産第 号

住所

商号又は名称

代表者氏名

のことについて、下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

2 変更事項に係る添付書類名

記載要領

本様式に収まらない場合は、別紙等に記載することとし、その旨を本様式に適宜注記すること。

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

資 格 取 消 等 事 由 報 告 書

地方農政局長

北海道農政事務所長

内閣府沖縄総合事務局長

このことについて、下記のとおり資格取消（停止）事由が発生しましたので、報告します。

記

1 発生年月日 年 月 日

2 発生者 住所並びに商号又は名称及び代表者氏名

3 契約の種類

4 取消（停止）事由発生時の経営の規模及び経営の状態

5 当該年度における契約の実績 件 万円

6 該当条項及びその事実の詳細（別紙）

7 報告に係る事項についての発生者の説明（別紙）

番 号
年 月 日

資 格 停 止 通 知 書

住 所

商号又は名称

代表者氏名

殿

農林水産省農産局長

あなたは、 年 月 日付け 第 号の資格確認通知書により、有資格者として登録されましたが、下記のとおり資格停止を行うこととしたので通知します。

記

1 停止対象となる資格

2 資格停止の期間

3 資格停止の理由

番 号
年 月 日

資 格 取 消 通 知 書

住 所

商号又は名称

代表者氏名

殿

農林水産省農産局長

あなたは、 年 月 日付け 第 号の資格確認通知書により、
有資格者として登録されましたが、今回 の理由により、輸入麦の買入委託契
約に係る指名競争入札参加資格を取り消します。

様式1-2 【P. 麦買-9 第1章第4の14の(3)】

輸入麦見積書

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 殿

下記の条件で、「輸入麦買入委託契約における入札の手引き」を承知の上、輸入麦見積書を提出します。

年 月 日	所 在 地
	名 称
	代表者氏名

記

1 品 名 (種類、産地、産年、銘柄、品位)

--

2 数量及び船積期間

数量 (正味)	トン	船積期間	年 月 日～年 月 日
---------	----	------	-------------

3 見積価格 (正味1トン当たり)

ばら物 _____ 円

(摘要)

4 備 考

記入心得

- 1 代表者氏名欄には、競争参加資格申請の際に用いた代表者氏名を記入すること。
なお、代理人をして見積りさせる場合は、代理人の氏名とする。
また、復代理人をして見積りさせる場合は、復代理人の氏名とする。
- 2 品名欄には、指名通知に用いた「種類」「産地」「産年」「銘柄」等を記入すること。
- 3 見積数量はトン単位とし、トン未満の端数を付してはならない。
- 4 船積期間欄は、到着期限を定めた場合には到着期限を記入する。
- 5 見積価格は消費税は含めない。また、円単位とし、円未満の端数を付してはならない。

輸入麦積来船動向報告書

年 月 日

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 殿

買受人窓口担当者 殿

契約者名
所在地
代表者氏名

1. 契約内容

配船番号		種類(銘柄)	
買入委託契約番号	()	契約数量	
船積期間	～	B／L 数量	
東日本・西日本の別			

2. 積来船名・積地情報

積来船名	積地		
	積出港	入港日	出港日
積合せ貨物			

3. 入港予定日及び引渡予定数量

No.	輸入港名	入港予定日	内航船	陸送	バース名	買受人 窓口名	保管場所		買受予定 人等名	引渡予定 数量 (トン)
							倉庫名	倉所		
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						

- (注1) 船積期間欄は、到着期限を定めた場合には到着期限を記入する。
 (注2) 入港予定日が決定していない場合は、「入港予定日」は空欄とする。
 (注3) 買受予定人等がバースを複数選択している場合は、「バース名」欄には該当するバースをすべて記載する。
 (注4) 内航船又は陸送に該当する場合は、該当欄にチェックを記入する。

様式1-4【P. 麦買-10 第1章第6の1の(2)】

輸入麦配船予定報告書

年 月 日

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官

農林水産省農産局長 殿

買受人窓口担当者 殿

契約者名

所在地

代表者氏名

1. 契約内容

配船番号		種類(銘柄)	
買入委託契約番号	()	契約数量	
船積期間	～	B／L 数量	
東日本・西日本の別			

2. 積来船名・積地情報

積来船名	積地		
	積出港	入港日	出港日
積合せ貨物			

3. 入港予定日及び引渡予定数量

No.	輸入港名	入港予定日	内航船	陸送	バース名	買受人 窓口名	保管場所		買受予定 人等名	引渡予定 数量 (トン)
							倉庫名	倉所		
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						

(注1) 船積期間欄は、到着期限を定めた場合には到着期限を記入する。

(注2) 買受予定人等がバースを複数選択している場合は、「バース名」欄には該当するバースをすべて記載する。

(注3) 港内のバースへの配船順位をNo.に記載する。

(注4) 内航船又は陸送に該当する場合は、該当欄にチェックを記入する。

様式1-5 (その1) 【P. 麦買-11 第1 章第6の1の(3)】
荷役計画書

年 月 日

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官

農林水産省農産局長 殿

買受人窓口担当者 殿

契約者名

所在地

代表者氏名

1. 契約内容

配船番号		種類(銘柄)	
買入委託契約番号	()	契約数量	
船積期間	～	B／L 数量	
東日本・西日本の別			

2. 積来船名・積地情報

積来船名	積地		
	積出港	入港日	出港日
積合せ貨物			

3. 入港予定日及び引渡予定数量

No.	輸入港名	各バースへの入港予定日	内航船	陸送	No.	バース名	買受人窓口名	保管場所		買受予定人等名	引渡予定数量(トン)
								倉庫名	倉所		

(注1) 船積期間欄は、到着期限を定めた場合には到着期限を記入する。

(注2) 各バースへの入港予定日を記載し、バースへの配船順位をNo.に記載する。

(注3) 内航船又は陸送に該当する場合は、該当欄にチェックを記入する。

荷捌計画書 (記載例)

年 月 日

殿

契約者名
所在地
代表者氏名

- | | |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 1. 本船名 | 船籍 |
| 2. 船会社名 | 総トン数 |
| 3. 輸出港 | 全長 |
| 4. 出港日 | ドラフト 前 |
| 5. 輸入港 | 後 |
| 6. 入港日時 | 港外着 |
| 7. 係留場所 | パイロット |
| 8. 植物検疫 | 荷役開始 |
| 9. DON検査 | ラン開始
本船ラン |
| 10. 品目、产地、銘柄 | |
| 11. 契約年月日、買入委託契約番号、契約数量、B/L数量、当該港揚数量 | |
| 12. 先港、後港等の情報 | |
| 13. 関係者
商社 | 業者名 担当者 連絡先電話番号
(連絡責任者 : 電話番号 :) |
| 元受業者 | |
| 船内荷役業者 | |
| 通関業者 | |
| 検査業者 | |
| 検量業者 | |
| 検数業者 | |
| 船元業者 | |
| 貿易業務課 | |
| 税関 | |
| 検疫所 | |
| 植物防疫所 | |
| 14. 本船積付状況 | |
| 15. 保管場所 | |
| 16. 沿岸荷役予定 | |
| 17. 船内荷役予定 | |

様式1-6 【P. 麦買-11 第1章第6の2の(2)】

バース等変更報告書

年 月 日

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 殿

契約者名
所在地
代表者氏名

下記のとおりバース又は輸入港を変更することとなりましたので、報告します。

記

買入委託契約番号 _____ 種類 _____
(銘柄) 積 来船
名 入港予定期

	輸入港名	バース名	保管場所		買受予定人等名	引渡予定数量 (トン)
			倉庫名	倉所		
変更前						
変更後						

様式 1-7 【P. 麦買-13 第1 章第8 の6 の(1)】

輸入業者		契約番号	() 第 号
------	--	------	---------

検査調書

年 月 日

農林水産省農産局農産政策部長 殿

検査官

下記物品、会計法による検査を終了しました。

本船名		入港年月日		品目		産地		産年		種類別産地銘柄、型銘柄又は品名	
引渡場所 (倉番)	包装			正味量	数量			品位等級		備考	
	元地 補充別	種類 銘柄	一枚当 重量		個数	キログラム数		等級	判定		
合計											

様式1-8 【P. 麦買-14 第1章第9の1の(1)】

輸入麥引渡書

年 月 日

食料安定供給特別会計物品管理官
農林水産省農産局農産政策部長 殿

契約者名
所在地
代表者氏名

下記の輸入麦を引き渡します。

契約年月日	年 月 日
契約番号	委契麦 () 第W 号
積來船名	
輸入港等	
入港年月日	年 月 日
品 目	
產 地	
銘 柄	

本契約に基づき輸入港に到着した現品について、買入対象外麦が（あった、なかった）ことをお知らせします。

現品領收訖

No.

検収年月日	年 月 日
-------	-------------

上記物品を受領しました。

年 月 日

食料安定供給特別会計物品管理官
農林水産省農産局農産政策部長
農林水産○○官

輸入麦引渡書及び現品領収証（様式1-8）の記入方法

1 作成部数

部数は、正（本符）1部及び写し1部とし、契約別、積来船別、輸入港等別及び品目別に別葉に作成する。

正1部は現品領収証として契約商社に交付し、写し1部は農産局農産政策部貿易業務課の控えとする。

2 作成方法

記載項目		作成要領
ア	品目	「物品（事業用品）管理事務取扱要領」（平成21年5月29日21総食第104号総合食料局長通知）別表第2「主要食糧及び輸入飼料品目コード表（以下「品目コード表」という。）」の品目名を記入すること。
イ	産地、銘柄	輸入麦買入委託契約書付録1第1の(2)に定める産地、銘柄を記入すること。
ウ	引渡場所	引渡し又は保管場所を記入すること。
エ	等級、判定	検査証明書の決定等級を記入すること。 また、品位及び成分（輸入麦買入委託契約に係る食糧小麦に限る。）については、契約条件に対する適、不適の別を記入すること。なお、成分については、成分検査証明書の結果欄により判定する。
オ	数量	物品預り証の引渡場所別の数量により記入すること。
カ	単価	引渡物品のトン当たりの単価を記入すること。 なお、当該単価が契約単価と異なるときは、その算定の明細を別紙に「適用価格算出明細」として添付すること。
キ	金額	(ア) 消費税等相当額を加算する前の金額については、輸入麦引渡書に計を設けて次により加算すること。 a 日別に作成する場合は、数量に単価を乗じて記入し、計において円未満の金額を切り捨ての上、記入すること。ただし、値引買入れを含む場合は、正品と値引品についてそれぞれ別々に円未満を切り捨て、合算した金額を計の金額とする。 b 各欄別の金額は、厘以下を切り捨て、銭位にとどめること。 なお、引渡場所が異なる場合でも、単価が同一のときは、欄ご

		<p>との金額を算出しないで、小計をとり、一括算出記入して差し支えない。</p> <p>(イ) 消費税等相当額については、「引渡場所」欄に「消費税等相当額」と()書記入し、(ア)で算出した金額に消費税法及び地方税法に定める税率を乗じて算出した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)を「金額」欄に記入すること。</p> <p>(ウ) (ア)と(イ)を合算した金額を最末尾欄に合計として記入すること。</p>
ク	その他	<p>(ア) 輸入麦引渡書に余白を生じたときは、右上より斜線で抹消し、最末尾欄に合計を記入すること。</p> <p>(イ) 輸入麦引渡書の欄外に買入対象外麦の有無を記入すること。</p>
ケ	No.	年度ごとに一連番号とすること。

様式1-9 【P. 麦買-14 第1章第9の3】

港湾荷役経費集計表

年 月 日

食料安定供給特別会計物品管理官
農林水産省農産局農産政策部長 殿

契約者名
所在地代
表者氏名

下記の輸入麦に係る港湾荷役経費は、次のとおりです。

契約年月日	年 月 日	
契約番号	委契麦 () 第W 号	
積来船名		
輸入港等		
入港年月日	年 月 日	
銘柄		

引渡港名	数量	金額	備考
	kg	円	
合計			

港湾荷役経費確認証

No. _____

検収年月日	年 月 日
-------	-------

上記物品に係る港湾荷役経費として、上記金額を確認しました。

年 月 日

食料安定供給特別会計物品管理官
農林水産省農産局農産政策部長
農林水産○○官

別添

港湾荷役経費集計表及び港湾荷役経費確認証（様式1-9）の記入方法

1 作成部数

部数は、輸入麦引渡書と同様とし、契約別、積来船別、輸入港等別及び品目別に別葉に作成する。

2 作成方法

	記載項目	作成要領
ア	数量	港湾荷役経費明細書（様式1-10）の形態別加算費用の接岸取及びはしけ取の計の欄の数量を記入すること。
イ	金額	(ア) 引渡港、ばら物、袋物別各々一葉の港湾荷役経費明細書（様式1-10）の「端数計算法による金額」の欄の金額を記入し、この金額（はしけ回送等の理由により、二葉以上の明細書を添付した場合には、各々の「端数計算法による金額」欄の金額を合算した金額。以下「課税標準額」という。）に消費税等相当額を加算した金額を最末尾欄に記入すること。 (イ) 消費税等相当額については、港湾荷役経費集計表の「引渡港名」欄に「消費税等相当額」と（）書で記入し、(ア)の課税標準額に消費税法及び地方税法に定める税率を乗じて算出した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を「金額」欄に記入すること。
ウ	その他	港湾荷役経費集計表に余白を生じたときは、右上から斜線で抹消し、最末尾欄に合計を記入すること。

港湾荷役経費明細書

委契麦()第 号 積来船名_____ 引渡港名_____ 銘柄_____

項目			数量	単価	金額	備考
形態別	接岸取	引渡場所名	記号	kg	円	円
加算費用	はしけ取	港名	バース名			
計						
加算諸費用	土曜荷役割増					
	待機料					
	くん蒸薬品代					
	くん蒸費					
	くん蒸薬品残留分析費					
	海上運送費					
	品位等検査手数料					
	成分検査手数料					
	品質試験料					
	残農等分析費(船積時)					
	残農分析費(サベインス)					
計						
合計						
端数計算法による金額					00	

注: 加算諸費用欄に記載されている項目で、不必要的項目は削除すること。

別添

港湾荷役経費明細書（様式1-10）の記入方法

1 作成部数

部数は、輸入麦引渡書と同様とし、契約別、積来船別、引渡港別及び銘柄別に別葉に作成する。

2 作成方法

	記載項目		作 成 要 領
ア	接岸取	引 渡 場所名	那覇港で引渡しを行った場合は、現品を那覇港へ搬送するため付録2第1のIの2の積替え作業を行った港名を記入すること。
	はしけ取	港名・バース名	那覇港以外の港においてはしけ取りを行った場合は、現品を当該港へ搬送するために積替え作業を行った港名・バース名を記入すること。
イ	金額		各最小項目ごとに厘位以下を切り捨て銭位にとどめること。

輸入麦買入委託契約における入札の手引
- 商社配布用 -

農産局農産政策部貿易業務課

目 次

第1 資格の停止又は取消し	麦買-55
第2 指名基準	麦買-55
第3 指名競争入札の通知	麦買-55
第4 入札条件	麦買-56
第5 入札の実施	麦買-56
1 入札書の提出	麦買-56
2 入札辞退	麦買-57
3 入札の無効	麦買-57
4 公正な入札の確保	麦買-57
5 異議の申立て	麦買-57
第6 開札	麦買-57
第7 再度入札	麦買-58
第8 落札者の決定	麦買-58
第9 隨意契約	麦買-58
第10 落札結果の通知	麦買-58
第11 契約の締結	麦買-58
1 契約書の作成	麦買-58
2 契約の成立	麦買-59
3 契約書の送付	麦買-59
4 契約内容の公表	麦買-59

輸入麦買入委託契約における入札の手引

輸入麦の買入委託契約に係る指名競争入札は、次により実施するものとする。

第1 資格の停止又は取消し

農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）は、有資格者が輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年7月1日付け21総食第102号総合食料局長通知）第1章第4の6に定める資格の停止又は取消事由に該当すると認めたときは、資格の停止又は取消しを行うことができる。

第2 指名基準（予決令第96条第1項）

指名競争入札を実施するときは、有資格者のうち次の指名基準を全て満たしている者を指名する。

- 1 指名競争入札参加資格要件を欠いていないこと。
- 2 入札の対象となる麦の産地国に海外支店等を設置していること。
- 3 買入委託契約に基づく措置請求に違反がないこと。
- 4 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく会社更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている場合においては、更生手続の終結若しくは再生手続の終結が決定していること又は手形交換所による取引停止処分若しくは主要取引先からの取引停止の事実がないこと。
- 5 「食料安定供給特別会計（食糧管理勘定）事業用物品競争契約指名停止等措置要領」（平成23年9月1日付け23生産第4314号生産局長通知）第1により指名停止を受けた場合又は指名競争入札参加資格の停止を受けた場合にあっては、それぞれの停止期間を満了していること。

第3 指名競争入札の通知（予決令第97条第2項）

入札日の2日前までに以下の事項を通知する。

1 通知する事項（予決令第75条）

- (1) 競争入札に付する事項^{*1}
- (2) 契約条項を示す場所
- (3) 競争執行の場所及び日時
- (4) 入札保証金^{*2}に関する事項

2 その他通知事項

1の通知に際して、次に掲げる事項を明らかにする。

- (1) 入札参加資格のない者の行った入札及び入札条件に違反した入札は、無効とすること（予決令第76条）

*1 競争に付そうとする契約の内容、その数量等の詳細をいう。

*2 入札保証金とは、会計法第29条の4第1項の保証金をいう。以下本要領において同じ。

- (2) 複数落札入札制度^{*1}による場合は、次のアからウまでに掲げる事項（特別会計に関する法律施行令第20条）
- ア 予定価格以下の価格の入札者のうち、入札価格の低いものから順次、入札に付した数量に達するまでの入札者を落札者とする方法によること
- イ 応札者が5人に満たないとき、入札を取り消すことがあること
- ウ 端数の入札を制限する場合があること
- (3) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要すること（契約事務取扱規則第11条）
- (4) 電子入札システム^{*2}により実施する入札（以下「電子入札」という。）の場合は、その旨
- (5) 政府所有米麦情報管理システムにおける電子入札運用基準（平成20年4月1日付け20総合第2065号総合食料局長通知）第5の第5項又は第6項に基づき、電子入札による執行の日時を変更する場合は同項に定める日時変更通知書により行うこと
- (6) (4)により入札を実施するに当たり必要があると認められる場合に入札書の必要箇所を読み替えること

第4 入札条件（予決令第76条（第98条で準用する場合を含む。）

入札に関する条件を、入札の当日、その執行場所に掲示する。

第5 入札の実施

1 入札書の提出

- (1) 入札参加者は、あらかじめ、契約書案の条項を熟覧の上、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、入札書（別紙様式1-1）を作成し、封かんの上（電子入札は除く。）、入札者の氏名を表記し入札しなければならない。
- ⇒輸入入札書（別紙様式1-1）・・・P. 麦買-60
- (3) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（別紙様式1-3）を提出させなければならない。
- ⇒委任状（別紙様式1-3）・・・P. 麦買64、65
- (4) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一の入札において他の入札参加者の代理をすることができない。
- (5) 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。
- (6) 入札参加者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (7) 入札参加者は、原則として、入札単位を分割して入札を行うことはできない。
- (8) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式1-4）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- ⇒暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式1-4）・・・P. 麦買-66

*1 複数落札入札制度とは、特別会計に関する法律施行令（平成19年3月31日政令第124号）第19条に定める制度をいう。

*2 電子入札システムとは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）に係る各種業務を処理する情報システム（政府所有米麦情報管理システム）を利用した電子入札が実施できるシステムをいう。

2 入札辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札執行の完了までは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益の取扱いを受けるものではない。

3 入札の無効

次のいずれかに該当した場合は、入札を無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を提出していない代理人のした入札
- (3) 入札者の記名のない入札
- (4) 入札価格を訂正した入札
- (5) 数量及び入札価格にトン未満及び円未満の端数を付した入札
- (6) 入札の対象とされる現品の種類等及び金額、その他の数字に係る記載が不鮮明又は不明確な入札
- (7) 入札の対象とされる現品の種類及び数量に誤りがあった入札
- (8) 同一の入札において他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) 同一の入札において入札者が2通以上の入札書を提出した際の当該入札
- (10) 電報、電信（電子入札は除く。）及び郵送による入札
- (11) 公正な手段によらない入札
- (12) 暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- (13) 前号までに掲げるもののほか、この手引きに定める条件に違反した入札

4 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。
- (3) 公正な入札を確保するため、入札参加者は、贈賄、独占禁止法違反及び談合等の不正な行為を行ったことを理由に、司法当局及び公正取引委員会等の関係行政機関から何らかの措置を受けたときは、速やかに農産局長（農林水産省農産局貿易業務課）宛てに報告する。

5 異議の申立

入札をした者は、入札後この手引き及び契約書の案について、不明を理由として異議を申し立てることはできない。

第6 開札（予決令第81条（第98条で準用する場合を含む。））

開札に当たっては、入札参加者又は入札事務に關係のない農林水産省農産局貿易業務課職員（以下「貿易業務課職員」という。）の立ち会いのもと行う。

ただし、電子入札システムにより開札を行う場合は、入札事務に関係のない貿易業務課職員の立ち会いのもとを行うものとする。

第7 再度入札（予決令第82条（第98条で準用する場合を含む。））

- 1回目の開札（初度）の結果、予定価格以下の価格による入札がないときは、当該買入区分の入札に参加した者のみに周知の上、引き続き再度の入札を行うことができる。
- 再度入札は、初度の入札の継続延長として行うため、再度入札に参加できる者は、初度の入札者に限定する。また、初度の買入条件及び予定価格の変更は行わない。

第8 落札者の決定（会計法第29条の6第1項及び予決令第83条、政令第19条第1項）

- 予定価格以下の価格の入札者（見積合わせを含む。この項において同じ。）のうち入札価格の低いものを落札者と決定する。
- 落札となるべき同一価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。
- 2の場合において、電子入札の場合は、入札者に代わって入札を執行する貿易業務課職員以外の貿易業務課職員にくじを引かせる。
- 複数落札入札制度による場合は、予定価格以下の価格の入札者のうち、入札価格の低い者を先順位の落札者とし、落札となるべき同一価格の入札をした者が2人以上あるときは、2又は3によりくじを引かせて決定する。

第9 隨意契約

1 隨意契約により政府買入れする場合（予決令第99条の2）

指名競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がないときであって、需要量を緊急的に確保する必要があるときは、随意契約によることとする。この場合、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更は行わない。

2 隨意契約参加資格（食料安定供給特別会計事務取扱細則第83条）

随意契約によろうとするときは、有資格者名簿に登録された者又は当該名簿のうちから指名基準をすべて満たしている者を、随意契約登録者名簿に登録された者とみなして取扱う。

3 見積書の提出（予決令第99条の6）

随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から輸入麦見積書（別紙様式1-2）を徴する。

⇒ 輸入麦見積書（別紙様式1-2）・・・P. 麦買-62

第10 落札結果の通知

入札が終了したときは、入札に参加した者に対し、速やかに入札結果を通知する。また、落札者に対しては落札決定通知書（別紙様式1-5）を通知する。

⇒ 落札決定通知書（別紙様式1-5）・・・P. 麦買-67

第11 契約の締結（会計法第29条の8）

1 契約書の作成

指名競争入札又は随意契約（見積合わせ）により契約の相手方となる者を決定したときは、

買入委託契約書（正本2部）を作成し、指名競争入札又は見積もり合わせの翌日から15日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。）以内^{*1}に契約を締結する。

2 契約の成立

買入委託契約は、農産局長（支出負担行為担当官）及び当該契約の相手方（法人の代表者又はその代理人を含む。以下同じ。）が買入委託契約書に記名押印することにより成立する。

3 契約書の送付

2により農産局長（支出負担行為担当官）が記名押印をしたときは、当該契約書の正本一部を輸入業者に送付する。

4 契約内容の公表

契約を締結した場合は、「「公共調達の適正化について」の運用方針等について」（平成18年9月6日付け18経第886号大臣官房経理課長通知）のIの3に基づき、農林水産省ホームページに当該契約内容について公表する。

*1 当該期限の末日が、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に該当する場合は、これに次ぐ最初の開庁日を末日とする。

輸入麦入札書

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 殿

下記の条件で、「輸入麦買入委託契約における入札の手引き」を承知の上、輸入麦入札書を提出します。

年 月 日	住 所
	名 称
	代表者氏名

記

1 品 名 (種類、産地、産年、銘柄、品位)

--	--	--	--

2 数量及び船積期間

数量 (正味)	M/T	船積期間	年 月 日～ 年 月 日
---------	-----	------	--------------

3 入札価格 (正味 1 M/T当たり)

ばら物 円

(摘要)

4 備 考

記入心得

- 1 代表者氏名欄には、競争参加資格申請の際用いた代表者氏名を記入すること。
なお、代理人をして入札させる場合は、代理人の氏名とする。
また、復代理人をして入札させる場合は、復代理人の氏名とする。
- 2 品名欄には、指名通知に用いた「種類」「産地」「産年」「銘柄」等を記入すること。 3
入札数量はトン単位とし、トン未満の端数を付してはならない。
- 4 船積期間欄は、到着期限を定めた場合には到着期限を記入する。
- 5 入札価格は消費税は含めない。また、円単位とし、円未満の端数を付してはならない。

輸入麦見積書

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 殿

下記の条件で、「輸入麦買入委託契約における入札の手引き」を承知の上、輸入麦見積書を提出します。

年 月 日

住 所
名 称
代表者氏名

記

1 品 名 (種類、産地、産年、銘柄、品位)

--

2 数量及び船積期間

数量 (正味)	M/T	船積期間	年 月 日～ 年 月 日

3 見積価格 (正味 1 M/T当たり)

ばら物

円

(摘要)

4 備 考

記入心得

- 1 代表者氏名欄には、競争参加資格申請の際用いた代表者氏名を記入すること。
なお、代理人をして見積りさせる場合は、代理人の氏名とする。
また、復代理人をして見積りさせる場合は、復代理人の氏名とする。
- 2 品名欄には、指名通知に用いた「種類」「産地」「産年」「銘柄」等を記入すること。 3
見積数量はトン単位とし、トン未満の端数を付してはならない。
- 4 船積期間欄は、到着期限を定めた場合には到着期限を記入する。
- 5 見積価格は消費税は含めない。また、円単位とし、円未満の端数を付してはならない。

年 月 日

委 任 状

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 殿

住 所
名 称
代表者

貴殿との 年度の輸入麦買入委託契約に係る次の事項を
記の者に委任します。

年 月 日から下

- 1 輸入麦買入委託契約に関する一切の権限
- 2 復代理人を選任する権限

記

代理人 (役職)

別紙様式1-3 (その2) 【P. 麦買-56 第5の1の(3)】

年 月 日

委 任 状 (復代理人)

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 殿

住 所
名 称
代表者
代理人

貴殿との 年度の輸入麦買入委託契約に関する一切の権限を
ら下記の者に委任します。

年 月 日か

記

復代理人 (役職)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他の経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

年 月 日
食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省農産局長

住 所
名 称
代表者氏名

落札決定通知書

年 月 日に実施した、買入委託契約に係る指名競争入札において、以下のとおり落札したので、通知します。

契約番号	輸入業者名	種類	産地	銘柄	契約数量 (㌧)	契約価格 (円/㌧)	備考

(注) 本通知を受領した場合は、速やかに契約書案を提出してください。契約は、提出された契約書案に契約当事者が記名押印することにより成立します。